

○中皮腫の診療にかかる移送費の取扱いについて（通知）

〔平成29年11月21日地基企第58号
各支部長あて企画課長〕

第1次改正 令和7年7月18日地基企第70号

中皮腫の診療のための移送費の支給に当たっては、全国的に住居地等の近くに専門的な診療に当たることのできる医療機関の設置数が確保できていない実情に鑑みて、中皮腫に係る専門的医療機関等の分布状況を踏まえた通院の実態等を考慮し、適切な取扱いを実施する必要があることから、下記事項に留意の上、その適正な取扱いに遺漏のないようにお願いします。

記

- 1 中皮腫の診療にかかる移送費として療養補償を支給するに当たっては、「療養の範囲について」（昭和42年12月1日地基第11号）及び「療養の範囲について」の実施について（昭和45年10月21日地基補第510号）で定める移送費の支給基準に従い移送費の額を算定し、支給決定を行うこと。
- 2 転医における移送費の支給の判断においては、1の基準に基づき医学上必要なものであることが必要であるため、転医届、医師の診断書・意見書等により確認した上で適正に判断すること。
- 3 移送費の額の算定においては、1の基準に基づき、被災職員の傷病等状況、地理的事情、交通事情を総合的に勘案するとともに、被災職員の傷病の状況等から特に必要と認められる場合には、交通費、宿泊費等以外の費用についても支給できること。
- 4 移送費の額の算定において、支部において判断が困難な場合においては、本部企画課宛てに適宜相談すること。

以上